

❷ 株式会社 みらいほけん

〒411-0917 静岡県駿東郡清水町徳倉896-1

2055-933-8070 FAX 055-933-8073

【定休日】土・日曜、祝日【営業時間】9:00~17:30(月~金曜日)



〒415-0018 静岡県下田市西中22-2

20558-25-5300 FAX 0558-25-5301

【定休日】土・日曜、祝日【営業時間】9:00~17:30 (月~金曜日)



みらい 通信

- 定期通信 -2022.Summer

8 みらいほけん

平素は当社のサービスをご愛顧いただきまして 誠にありがとうございます。改めまして厚く御礼申し上げます。 7月に入りまして暑い日が続いていますので、 皆様くれぐれもお体ご自愛ください。

みらい長嶋通信

気を付けていても避けて通れないものの中に "交通事故" があります。 弊社でも毎日事故の報告をお客様より頂きますが、去る2月についに私も当事者 (被害者)になってしまいました。今回の事故を簡単に言いますと、

- ●私は一般道の走行車線を直進していた
- ●相手は他県ナンバーの大型トラック
- ●相手は私の後方から車線変更をして右後部ドアに激突
- ●運転手は日本語がカタコトの南米の方



解決までがかなり大変でした。 事故のときに必ず引用される過去の判例集があります。事故の形ごとに決まってく

相手の運転手が言うには、まったく左前方を見ていなかったらしいのですが、実は

事故のときに必ず引用される過去の判例集があります。事故の形ごとに決まってくる『一般的な過失割合』を土台に交渉が始まるのですが、今回の事故はそれに照らし合わせますと、過失割合30(私)対70(相手)になります。

今更びつくりなのですが、3割私が悪いというのが判例なのです。相手の運送会社の社長はそこを逆手にとってしばらくは過失を認めませんでしたが、弁護士の見解と後方のドライブレコーダーの映像が決め手となり、0(私)対100(相手)で決着しました。映像がなければ解決までは間違いなく長期化していたはずです。

今回の件では、改めて事故に遭うお客様の気持ちを考えさせられたのと、ドライブ レコーダーや弁護士特約は今後必需品だということです。

お客様には「安全運転」を引き続きお願いするとともに、「必要な備え」について、ぜひ今一度弊社の担当者とご確認いただければと思います。



▲事故相手の大型トラック



▲ドライブレコーダーの映像